

## 陳情第 17 号「健康保険証の存続を求める意見書の提出について」及び陳情第 28 号「マイナンバーカードに関わる意見書の提出について」に対する賛成討論

日本共産党新潟市議会議員団の飯塚孝子です。

陳情第 17 号「健康保険証の存続を求める意見書の提出について」及び陳情第 28 号「マイナンバーカードに関わる意見書の提出について」の市民厚生常任委員長報告は、いずれも不採択でしたが、採択を求めて討論を行います。

日本には、60年かけて培ってきた国民皆保険制度があります。加入する保険組合の責任で、被保険者に健康保険証を交付する義務があり、全国民が健康保険証を所持し、全ての医療機関が紙等の健康保険証で対応できる仕組みがあり、医療を受ける権利が保障されています。

国は、2024 年秋に健康保険証を廃止する改定マイナンバー法を強行しました。

現時点のマイナンバーカードの保有率は 7 割、保険証登録率は約 5 割、医療機関での窓口提示は、僅か 5% 台です。一方、カードリーダーを設置できていない医療機関は 11.3%、全ての医療機関で対応できる状況にありません。

マイナンバーカードへの一体化を強引に進めてきた結果、マイナ保険証に別人の情報を登録するなど情報漏えいという重大な事態が起きています。

また、システムを運用している医療機関においても、トラブルが多数発生しており、マイナンバーカードだけでは、診療できない事態が生じています。

マイナンバーカードは、本人の意志に基づく申請による任意取得が原則です。マイナンバーカードの取得、健康保険証との紐づけを奨励し、健康保険証を廃止することは、各自が利便性とリスクを比べて取得するか否かを定める任意取得原則を否定することに成ります。

マイナンバーカードを取得しない人には、健康保険証と同等の情報が記載される「資格確認書」を当面は交付するとしていますが、新たなシステム改修を全自治体に負担させることになり、新たな混乱を引き起こすのではないのでしょうか。「資格確認書」は、毎年申請が必要となります。マイナ保険証は、5 年毎の更新が必要です。「申請・更新」手続きをしなければ保険料を支払っていても「無保険」扱いになり、保険医療が受けられなくなります。

また、意志表示が困難な重度障がい者は、成年後見人がいなければ申請取得ができない実態があり、障がい者を置きざりにする制度でもあります。

誰ひとり取り残さないで医療を受ける権利を保障する国民皆保険制度の維持と任意取得の観点から、現行健康保険証は存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止するべきです。以上の趣旨から陳情第 17 号及び陳情第 28 号の採択を強く求め、討論といたします。